

○北信保健衛生施設組合職員の特殊勤務手当に関する条例

(昭和 44 年 4 月 1 日 条例第 6 号)
改正 昭和 48 年 10 月 13 日 条例第 5 号
昭和 51 年 10 月 28 日 条例第 2 号
昭和 52 年 3 月 25 日 条例第 2 号
昭和 54 年 3 月 28 日 条例第 1 号
昭和 55 年 3 月 31 日 条例第 2 号
昭和 56 年 3 月 31 日 条例第 2 号
昭和 56 年 7 月 15 日 条例第 4 号
昭和 58 年 3 月 28 日 条例第 3 号
昭和 62 年 9 月 30 日 条例第 4 号
昭和 63 年 3 月 31 日 条例第 1 号
平成 4 年 3 月 30 日 条例第 3 号
平成 10 年 3 月 30 日 条例第 1 号
平成 18 年 3 月 29 日 条例第 4 号
平成 30 年 3 月 28 日 条例第 1 号
令和 2 年 3 月 5 日 条例第 7 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定より、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。

(特殊勤務手当の種類等)

第 2 条 特殊勤務手当の種類、支給する職員の範囲及び支給額は、次の表のとおりとする。ただし、管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。

種 類	支 給 範 囲	支 給 額
危険作業手当	焼却施設で酸素欠乏等防止規則（昭和 47 年労働省令第 42 号）第 2 第 8 に規定する作業及び労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 36 条第 34 号に規定する業務に従事したとき。	1 従事時間が 4 時間以上の場合 日 額 1,000 円
		2 従事時間が 4 時間未満の場合 日 額 500

(特殊勤務手当の支給日)

第 3 条 特殊勤務手当は、その月の分を翌月の給料支給日に支給する。

(補則)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、組合長

が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 44 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 48 年 10 月 13 日条例第 5 号）

この条例は、昭和 48 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 51 年 10 月 28 日条例第 2 号）

この条例は、昭和 51 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 52 年 3 月 25 日条例第 2 号）

この条例は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 54 年 3 月 28 日条例第 1 号）

この条例は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 55 年 3 月 31 日条例第 2 号）

この条例は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 56 年 3 月 31 日条例第 2 号）

この条例は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 56 年 7 月 15 日条例第 4 号）

この条例は、昭和 56 年 7 月 20 日から施行する。

附 則（昭和 58 年 3 月 28 日条例第 3 号）

この条例は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年 9 月 30 日条例第 4 号）

この条例は、昭和 62 年 12 月 26 日から施行する。ただし、第 2 の改正規定は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 3 月 31 日条例第 1 号）

この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 30 日条例第 3 号）

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 30 日条例第 1 号）

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 29 日条例第 4 号）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 5 日条例第 7 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。